

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

飯舘村

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1	飯舘村の位置、自然条件及び農業の現状	3
2	農業構造の流れ	3
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	4
4	具体的な推進の方策	4
5	推進のための指導方針	6
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	12
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2	村が主体的に行う取り組み	13
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	14
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	15
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1に掲げる事業に関する事項	17
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる	

区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 -----	18
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項等 -----	21
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する 事項 -----	21
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 -----	22
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 -----	23
第6 その他 -----	25

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 飯舘村の位置、自然条件及び農業の現状

飯舘村（以下「本村」という。）は、福島県相馬郡に位置し、浜通りと中通り地方の背骨となる阿武隈山系の北部県の東北部にあって、周囲をなだらかな山々に囲まれた標高220～600mの高原に集落や農地が点在する総面積230.13km²の農山村で、その約75%を山林が占めている。

気候は阿武隈山系の表日本内陸山間型で、年平均気温は10℃前後と夏涼しく冬は寒さが厳しい。年間降雨量は1,300mm前後、降雪期間は12月下旬から4月上旬までで量は比較的少ないが寒さによる凍結が厳しく、晩霜は5月中旬までである。さらに、梅雨から初夏における「やませ」の影響で低温や日照不足等による農作物の被害を受けやすい地域である。

中山間地域である本村は、冷涼な気候や昼夜の気温の較差を生かして平坦地とは異なる農業生産を推進し、水稻単一に依存せず、畜産を主として、葉たばこ、野菜、花卉等多様な営農を推進し、消費者のニーズに対応した市場適応力のある高付加価値型農業を展開してきた。

また、土地基盤の整備については、土地条件に応じた整備を推進するとともに、高性能の農業機械導入を図り生産性の向上に努めてきた。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）により、村内全域が放射性物質の汚染を受け、全村域が避難区域に指定され、全ての農業者が避難を余儀なくされた。

また、農用地が放射性物質により汚染されたことにより、米の作付制限や農産物の出荷制限区域に指定され、これまで築き上げてきた農業生産体制、農業基盤等の全てを失うこととなり、本村の農業は壊滅に瀕するほど極めて深刻な状態に陥った。

その後、本村は国による直轄除染区域として平成23年度から除染事業が開始されたが、避難指示解除前の平成25年度から福島県営農再開支援事業を活用した除染完了農用地の保全管理を推進してきた。

また、全村20地区のうち帰還困難区域の長泥地区を除く19地区において平成29年3月末の避難指示解除後は、飯舘村営農再開ビジョンに基づき、農業再生に向けてのステップとして、農地を守る、生きがい農業、なりわい農業、新たな農業を位置づけて、それぞれステップごとの施策を展開してきた。

また、避難指示解除前の平成28年度から農業基盤整備促進事業等に取り組み、令和元年度からは農地中間管理事業を活用した意欲ある農業経営体への農地利用集積を積極的に推進している。

2 農業構造の流れ

本村の原発事故前の農家数は、専業農家がやや増加してきていたものの、第1種兼業農家及び第2種兼業農家とも減少傾向にあり、総農家数、農業就業人口ともに減少し高齢化が進行し

ていた。

また、本村においては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）等を中心として、水稲、畜産、野菜、花卉、葉たばこ等を核とした複合経営を目指す農家や、水稲作と作業の受委託による経営規模拡大を目指す農家、都市部からの新規就農者等、生産意欲の旺盛な規模拡大志向農家と、作業委託等を希望する非農家とが併存する2極分化の方向にあった。

原子力災害による全村避難後は、本村農業の中心的な担い手である認定農業者は、避難先で一時的に就農・営農再開し、将来の村内での営農再開に備えようとする意欲ある者がいる一方、全村避難による営農中止、営農意欲の減退等により、経営改善計画を更新する者が少しずつ減少する傾向にある。

また一方で、帰村農業者を主体として、移住者を含む新規就農者等や新たに設立された農業法人においては、原発事故前の複合型農業経営ではなく、専業型農業経営を選択する傾向が強くなっている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう被災地特有の事情も鑑みながら、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、避難指示解除後間もない本村における専業型農業経営の定着の困難さ及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営体の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円以上、1個別経営体当たり390万円以上（主たる従事者1人＋補助従事者1人））、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これら経営が本村の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 具体的な推進の方策

本村は、将来の地域の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るため行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本村は、農業協同組合、農業委員会、相双農林事務所農業振興普及部等との十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、飯舘地域担い手育成総合支援協議会等を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。また、農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成すると

ともに、地域の話し合いに基づき地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定・見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる地域の担い手を明確化し、地域の状況に応じた集落営農を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の飯館地域担い手育成総合支援協議会等が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため地域計画の内容を考慮し、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核とした農地銀行活動及び農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落営農の組織化・法人化を促進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合が行っている農作業受託事業との連携を密にして、担い手への農地集積を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

また、生産組織については、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結及び農業経営改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理及び利活用、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定

制度については、両制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本村が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 推進のための指導方針

本村は、飯館村産業振興課において、認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を相双農林事務所農業振興普及部の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を完了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村の平成22年の新規就農者は2人であり、平成23年には3人の新規就農が予定されていたが、東日本大震災及び原発事故による全村避難により、平成29年3月末の長泥地区を除く19地区の避難指示解除までは実績はなかった。しかしながら、避難指示解除後は、平成30年度に花卉1人、平成31年度に畜産1人の新規就農者が認定されている。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保目標340人以上を踏まえ、本村においては年間当たり1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年で2件増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の実例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から概ね10年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の55%程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業

所得165万円程度)を目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就農を通じて地域の農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、就農後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた飯舘村の取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業経営・就農支援センター、相双農林事務所農業振興普及部、地域連携推進員、JAふくしま未来等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 営農再開が可能な地区で推進する取組

花卉をモデルとした飯舘村ブランドの再生を図り、新たに農業経営を営もうとする青年等の受け入れ(年間1人程度)を重点的に進め、JAふくしま未来や相双農林事務所農業振興普及部等と連携し、花卉等の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
葉たばこ + 畜産 (繁殖) + 水稲	<作付面積> 葉たばこ 1.0ha 草地 1.0ha 水稲 3.0ha <飼養頭数> 繁殖牛 8頭 <経営面積> 5.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) 牛舎(1棟) 堆肥盤 ヘイバーラ(1台) フロントローダ(1台)	・複式簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施。 ・経営管理面を充実強化し、必要に応じて法人化を進める。 ・経営体の経営体質を強化するために自己資本の充実を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入。 ・臨時雇用者の確保による過重労働の防止。 ・労働環境の快適化を進めるため農作業の環境改善に努める。
葉たばこ + 畜産 (肥育) + 水稲	<作付面積> 葉たばこ 1.0ha 草地 0.5ha 水稲 3.5ha <飼養頭数> 肥育牛 6頭 <経営面積> 5.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) マニュアルスプレッタ(1台) トレーラー(2t、1台) ロータリー(1台) ブロードキャスター(1台)	・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等に積極的に参画する。 ・小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等と補助労働力の提供を受けるなど役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力に努める。	・農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ・社会保険等の加入。 ・酪農においてはヘルパー制度の活用により労働ピークを軽減する。
畜産 (肥育) + 水稲	<作付面積> 草地 2.0ha 水稲 4.0ha <飼養頭数> 肥育牛 45頭 <経営面積> 6.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) マニュアルスプレッタ(1台) トレーラー(2t、1台) ブロードキャスター(1台)		・水稲においては、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。
畜産 (繁殖) + 水稲	<作付面積> 草地 1.5ha 水稲 4.0ha <飼養頭数> 繁殖牛 28頭 <経営面積> 5.5ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(48ps) 田植機(6条) 牛舎(1棟) ヘイバーラ(1台)		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 + 畜産 (繁殖) + 水稲	<作付面積> 雨よけキュウリ 0.2ha 草地 1.3ha 水稲 2.5ha <飼養頭数> 繁殖牛 8頭 <経営面積> 4.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) 牛舎(1棟) 動力噴霧器(1台) マニュアルスプレッダ(1台) パイプハウス		
野菜 + 畜産 (繁殖) + 水稲	<作付面積> 雨よけレタス 0.3ha 草地 0.8ha 水稲 3.0ha <飼養頭数> 繁殖牛 5頭 <経営面積> 4.1ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) 牛舎(1棟) 動力噴霧器(1台) マニュアルスプレッダ(1台) パイプハウス		
花卉 + 畜産 (繁殖) + 水稲	<作付面積> トルコギキョウ 0.2ha 草地 0.8ha 水稲 3.0ha <飼養頭数> 繁殖牛 7頭 <経営面積> 4.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) 牛舎(1棟) 動力噴霧器(1台) マニュアルスプレッダ(1台) パイプハウス		
花卉 + 水稲	<作付面積> リンドウ(露地) 0.7ha 水稲 2.0ha <経営面積> 2.7ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) パイプハウス		
花卉 + 野菜 + 水稲	<作付面積> トルコギキョウ 0.2ha リンドウ 0.2ha ブロッコリー 0.6ha 水稲 1.0ha <経営面積> 2.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) パイプハウス		
野菜 + 水稲	<作付面積> キュウリ 0.3ha 水稲 1.5ha <経営面積> 1.8ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(30ps) 田植機(6条) パイプハウス		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	<飼養頭数> 搾乳牛 37頭 <作付面積> 草地 5.0ha <経営面積> 5.0ha	(中型機械化一貫体系) トラクター(60ps) 搾乳舎(1棟) パイプラインミルクカー バルククーラー		

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単一 (主たる 農業従 事者 3.0人)	<作付面積等> 水稲 50ha <経営面積> 50ha	(大型機械化一貫体系) トラクター(60ps×2台) 乗用田植機(8条×3台) コンバイン(4条×3台) ライスセンター利用	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施。 ・経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。 ・合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。 ・経営体質を強化するために自己資本の充実を図る。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等に積極的に参画する。 ・小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等と補助労働力の提供を受けるなど役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力を努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料制の導入。 ・従事者全員の社会保険への加入に努める。 ・労働環境の快適化を進めるため、農作業の環境改善に努める。 ・労働の安全性強化のため、作業者に適する機械の導入と休憩時間の確保に努める。
野菜単一 (主たる 農業従 事者 1.0人)	<作付面積> ブロッコリー10ha 加工キャベツ 2ha 加工トマト 5ha <経営面積> 17ha	(大型機械化企業体系) トラクター(100ps) 野菜は種機 1台 野菜移植機 1台 防除機 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計により部門別経営管理を行い、農地の面的集約により労働とコストの低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物の大規模経営を行い、雇用者の円滑な活用を図る。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本村における主要な営農類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標に準ずるものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、相双農林事務所農業振興普及部、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本村農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、相双農林事務所農業振興普及部や農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関

連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、県、農業委員会、農業協同組合、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地等に関する相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、経営所得安定対策の推進と戦略作物の生産振興等を行う飯舘地域農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相双農林事務所農業振興普及部及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、相双農林事務所農業振興普及部及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">50% (※)</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	<p>※原発事故による避難指示は解除されたが、営農再開はまだ一部に留まっているため、発災前の目標を用いる。</p>

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業のすべてを受託している面積、その他の作目については、主な基幹作業を受託している面積。）の合計面積。）の割合の目標である。
- 2 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

村内の比較的平坦部では、水稲を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者や集落営農等、担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、集落営農においても集落ぐるみ型の営農形態であるなど、農作業の効率化等が図られておらず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、村内の山間部では、水稲、畜産、花卉、野菜などの複合型農業を展開しているが、狭小不形成な農地が多いことから、大型機械での作業が困難であり作業効率が悪いことも

あり、作物の団地化や担い手への土地利用集積が進まない状況にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の在り方についての地域計画

本村では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化等が進み、このような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測されることから、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めることが必要となってくる。そのため、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

農用地利用改善団体を持つ地域においては、大規模経営を営んでいる認定農業者等の個別経営体と特定農業団体との役割区分を明確にしながら、現在の集落ぐるみ型からオペレーター型に移行することにより、地域内農地の面的集積を図り、作業の効率化と低コスト化を目指すこととする。また、農用地利用改善団体が無い地域については、認定農業者を中心とする地域担い手の育成と大規模経営体への発展を目指すことにより、農地の利用集積を図ることとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

本村の将来の地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、村関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び飯舘地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

【地域計画の実現を図るための施策】

施策名	施策の概要等
認定農業者の育成	大・中規模農業経営者の認定農業者への誘導
農地中間管理事業	農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進する

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止に努める。

さらに、本村では、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の区域及び開催時期

自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに協議の場を設ける。

開催時期については、関係者の幅広い参画を図るため、区域ごとの既存の話し合いの場を活用できるように、区域の実情を考慮して随時設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、本村の広報紙への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の

農地相談員、土地改良区、相双農林事務所農業振興普及部、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本村は、地域計画の策定に当たって、相双農林事務所農業振興普及部、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。
- ② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本村の掲示場への掲示及びインターネット等の利用により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営

む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの(以下「団体等」という。)が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや相双農林事務所農業振興普及部、JAふくしま未来等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本村が主体となって農業経営・就農支援センター、相双農林事務所農業振興普及部、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、JAふくしま未来等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者の交流会を設けるとともに、飯舘村認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や飯舘地域農業再生協議会等とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップ、農地の確保などについては、関係する機関、組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本村は、農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備や農業体験等都市住民との交流を通じ、農業の担い手確保に努める。

イ 本村は、家畜導入事業資金供給事業の推進により畜産経営の基盤となる優良基盤雌牛の導入を始め、草地の改良整備等畜産基盤の整備による労働時間の短縮、所得の向上、ゆとりの創出等効率的かつ安定的な農業経営が育成されるよう条件の整備を図る。

ウ 本村は、第5期中山間地域等直接支払事業（令和2年度～令和6年度）の推進により、農地の管理活動等を支援するとともに、有機循環型農業の展開、集落営農の推進、特産品の栽培及び開発・加工販売及び交流観光に対する支援を行い、農業生産体制の整備を図る。

エ 本村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本村は、農業委員会、相双農林事務所農業振興普及部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、飯舘地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年1月5日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成14年2月22日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、飯舘村長がこれを公告した日（令和5年9月28日）から施行する。